

新時代の刑事司法制度特別部会における会議の公開に関する件

新時代の刑事司法制度特別部会においては、法制審議会議事規則第7条第1項において準用する同規則第3条の規定にかかわらず、部会長において、部会委員の意見を聴いた上で、審議事項の内容、審議を公開することによって自由な議論が妨げられるおそれの程度、審議過程の透明化という要請、審議を行う会場の設備の状況等を考慮し、会議を公開するか否か、公開するとしてその範囲及び方法について決するものとする。